

リーガル・サポートシート(6-3 裁決、決定)

はい	いいえ	該当しない	該当事項	備考
			審査請求に対する裁決（異議申立てに対する決定）について、審査庁は以下のいずれかの裁決を行っているか。 (1) 却下：審査請求が、期間経過後にされたとき、その他不適法なとき (2) 棄却：審査請求は適法にされたが、本案審理の結果、審査請求に理由がないとき (3) 容認（処分取消し、撤廃又は変更）：審査請求が適法にされ、かつ、これに理由があるとき	
			処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分を取り消し又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁決で、審査請求を棄却しているか。この場合には、審査庁は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しているか（行政不服審査法第40条第6項）。	
			裁決（決定）には、不服申立人にわかるように理由を付記しているか。	
			不服の理由に対して、それぞれ適切な判断を行っているか。	
			裁決（決定）にあたり、過去の類似の例を調べているか。	
			不服申立てに対する裁決（決定）の際に、審査会に諮問しなければならない場合には、速やかに行っているか。また、審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決（決定）を行っているか。	
			記名押印した書面（裁決書又は決定書）の謄本を不服申立人に送達しているか。	

		裁決を行った後に、行政事件訴訟法に定める期間内であれば、訴えることができる旨を教示しているか。	
		裁決を行った後に、再審査請求ができる場合には、行政不服審査法に定める期間内であれば、再審査請求をできる旨を教示しているか。	
		初出の法律等に法律番号等が入っているか。2度目以降は抜いてあるか。	
		略称規定が正確に使われているか（略称があるものは使っているか。ないのに使っていないか。）。	
		裁決（決定）に使っている法令等は最新のものになっているか（条項ズレ等はないか）。	

7 訴訟対応

ポイント

7-1 訴訟対応総論

訴訟が提起された際には、内容等を把握しなければなりません。

7-2 行政事件訴訟

行政事件訴訟の場合には、審査請求を前置しているものでなければなりません。

三重県に対する訴訟については、処分取消等の行政事件訴訟、国家賠償請求、損害賠償請求等、様々な内容のものがあります。訴訟に関しては事実関係の把握だけでなく、事件に関係する記録や資料が重要になってきます。

リーガル・サポートシート(7-1 訴訟対応総論)

はい	いいえ	該当しない	該当事項	備考
			訴訟の類型を把握しているか。処分取消等の行政事件訴訟、国家賠償請求、損害賠償請求等のうちいずれか（請求の趣旨で把握することができる。）。	
			争訟の内容（相手方、請求の趣旨、原因）を把握できているか。	
			法務・文書課と事前に協議が行ってきたか。（定型的なものを除く。）	
			相手方の請求の原因となる事実はあるか。	
			三重県に被告適格はあるか。	
			三重県が原告である場合、議会の議決承認を経ているか（一部訴訟を除く）。	
			請求の趣旨や原因、事実関係を整理した調査事項書を整理できているか。	
			弁護士に訴訟の委任を行うか。予算は確保できているか。	
			担当する職員を決めているか。	

リーガル・サポートシート(7-2 行政事件訴訟)

はい	いいえ	該当しない	該当事項	備考
			抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟の4つのタイプのいずれにあてはまるか確認しているか(行政事件訴訟法第2条)。	
			審査請求を前置しているものか。	
			審査請求時と相手方の主張の相違はあるか。	
			<p>処分性が認められない行為について、取消訴訟として訴えていないか。</p> <p>※処分性が認められない行為の例</p> <p>(1) 行政機関相互の行為…通達、内部的な承認・認可等</p> <p>(2) 法的効果を有しない事実行為…公証行為、都市計画法上必要とされる公共施設管理者の同意を拒否する行為、公務員の採用内定通知を取り消す行為等</p> <p>(3) 法的効果が一般的抽象的なものにとどまる行為…土地区画整理事業計画の公告等</p> <p>(4) 公権力の行使に当たらない行為…行政財産の売却など私法上の契約を締結する行為</p>	

8 裁判所等からの照会等

ポイント

情報公開請求等以外に、地方公共団体あるいは公務員として、裁判所や弁護士会から照会を受けることがあります。どちらの照会に対しても、地方公共団体として照会に応じる公的な義務³があります。一方、みだりに照会に応じるとプライバシー侵害となることもありますので、慎重な対応が必要です。

(1) 裁判所からの照会等

ア 調査嘱託（民事訴訟法186条）・公務所照会（刑事訴訟法279条）

裁判所が、官公署、会社、研究所など公私の団体を利用して争いのある事実の真否の判断に必要な事実あるいは経験則の調査報告を徴し、その結果を証拠資料とする手続きである。

イ 文書送付嘱託（民事訴訟法226条）

裁判所が他の国家機関、公務員又は団体に対して、その所持する文書等について書証として提出してもらうよう求める手続きである。

ウ 文書提出命令等（民事訴訟法223条）

文書を所持している者が、その文書の提出義務を負っている場合に裁判所が出す命令である。所持者が第三者である時に、提出に応じなければ、20万円以下の過料が科される（民事訴訟法225条2項）

(2) 弁護士会照会⁴（弁護士法23条の2）

弁護士は、受任している事件について所属弁護士会に対して、公務所又は公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。当該弁護士会は、その申出が適当でないとき認めるときは、その申出を拒絶し、適当と認めるときは、申出に基づき、公務所または公私の団体に紹介して、必要な事項の報告を求めることができる。

なお、照会先が、回答を拒絶した場合、申出者が必要性を認めれば、再度の照会が行われる。

³ 調査嘱託・文書送付嘱託・弁護士照会先が、回答ないし提出を拒絶した場合に、照会申出弁護士またはその依頼者が、照会先に対して損害賠償請求等を行うことができるかどうかについては、裁判所の判断が分かっている。もっとも大阪高裁平成19年1月30日判例時報1962号78頁は、「公的な義務に違反するものであるが、弁護士の依頼者の権利及び法的に保護された利益を侵害するものとはいえず、不法行為を構成しない。」と判断している。

⁴ あくまでも「弁護士会」からの照会であり、「弁護士」からの照会ではない。

リーガル・サポートシート(8 裁判所等からの照会等)

はい	いいえ	該当しない	該当事項	備考
			照会を求められた文書の特定は十分か。	
			照会を求められた文書を提出することについて、個人情報保護の観点から問題がないか。(特に前科及び犯罪経歴など人の名誉、信用に直接に関わる事項ではないか。)	
			提出する文書の内容は、職務上の秘密(非公知の事項で、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの)に該当しないか(民事訴訟法220条4号ロ)。	
			文書を提出することで公共の利益を害さないか(民事訴訟法220条4号ロ)。	
			文書を提出することで公務の遂行に著しい障害が生ずるおそれのある場合に当たらないか(民事訴訟法220条4号ロ)。	
			提出する文書の内容は、刑事事件にかかる訴訟に関する書類ではないか(民事訴訟法220条4号ホ)。	
			文書提出にあたり、監督官庁の意見を聞いているか(民事訴訟法223条3項)。	

9 行政立法

ポイント

9-1 行政立法総論

条例等を制定するためには、立法事実がなければなりません。

9-2 作成過程手続

手続上の要件を満たすことはもちろん、文言の使い方が正確でなければなりません。

9-3 再点検

条例等の制定後も、制定時と同程度の意識を持って点検していかなければなりません。

条例や規則（以下「条例等」という。）についても、他県で訴えられているケースがあります。特に規制条例に関しては、規制の内容が行政目的を達成するために必要最小限度になっていないとされたケース、特定の者を狙い撃ちにしようとするものとして訴えられたケース、既存の法体系と整合性がとれていないとされたケースなどが挙げられます。条例や規則について作成する段階はもちろんのこと、再点検をする段階でも検証を行ってください。

リーガル・サポートシート(9-1 行政立法総論)

はい	いいえ	該当しない	該当事項	備考
			県民への説明責任を果たし、場合によっては裁判所の審査に耐えられる主張をするための立法事実の説明資料が十分整っているか。	
			立法事実の説明資料には、条例化の必要性・正当性を裏付ける事実が盛り込まれているか。	
			行政課題（公共的に解決することが求められる課題）に対し、最も適した行政手法（補助金、許可制、行政指導等）を採用しているか。	
			採用しようとする行政手法の合理性を裏付けるための資料が十分整っているか。	
			先行他県の同様の条例等に関する紛争事例を確認しているか。	
			法令の解釈・運用や条例等の制定等にあたり、法令と条例等との関係、条例等の制定範囲などについて、事前の評価、検証を行ったか。	
			地方自治の本旨、国と地方の適切な役割分担を踏まえた法令の地域適合的解釈から、条例制定を検討したか。	
			補助金や行政指導など、他の手段により対応する方が適当ということはないか。	
			他県との横並びで漫然と条例等を作ろうとしていないか。	
			条例等の施行後の効果を具体的に予測しているか。	
			三重県だけでは解決が難しい課題の場合、課題解決のために国や市町に働きかけるなどして、より広範囲で対応する必要があるのか検討を行ったか。	

リーガル・サポートシート(9-2 作成過程手続)

はい	いいえ	該当しない	該当事項	備考
			知事、副知事の了承は得ているか。(政策判断が必要な場合)	
			関係各課(基金、手数料等については財政課)と協議したか。	
			検察庁との協議はしたか。(罰則に係る部分がある場合)	
			パブリックコメントはしたか。(県民に義務を課し、権利を制限する場合)	
			他府県の状況は調査したか。	
			改正時期は適切か。(法改正に伴い改正する場合、遅れているのであれば、その理由等)	
			初出の法律に法律番号が入っているか。2度目以降は抜いてあるか。	
			略称規定が正確に使われているか。(略称があるものは使っているか。ないのに使っていないか。)	
			審査に使っている条例等は最新のものになっているか。(まだとけ込んでいない改正がないか。)	
			表の位置は、上下とも一文字あけになっているか。	
			様式の(○条関係)と本文の条文とはあっているか。	
			改正語句のとらえ方はきちんと特定できるとらえ方になっているか。	
			文字下げはあっているか。	
			条、項等を削ったとき、他の条文(別表や様式を含む。)に残ったままになっていないか。	
			条、項等はきちんと順番になっているか。	
			一部改正で様式の改正は附則の前に入っているか。	
			条文中に引用されている法律名等、条文等はあるか。	
			〇〇等を乱用していないか。等に想定されるものはあるか。	

		本則中に使われている様式の名称と実際の様式の名称はあっているか。	
		用字・用語の使い方は適切か（常用漢字等）。	
		一部改正条例等の附則で引用される法律名は、改正文中で引用されている法律名であっても初出の扱いになっているか。	
		一部改正条例等の附則では略称規定などをおきなおしているか。（一部改正附則では略称規定などはそのまま使えない。）	
		経過措置は必要ないか。	
		準用の際に、読み替え規定をおいているか。	
		規制の内容は行政目的を達成するために必要最小限のものであるか。	
		規制対象が曖昧で過度に広範なものになっていないか。	
		この条例等は、特定の者を「狙い撃ち」しようとするものではないか。	
		制定しようとする条例等は、既存の法の体系、秩序と調和し、整合しているか。	
		条例等の施行までの間に、十分な周知期間が設けられているか。	
		規制される側の法益と保護しようとする側の法益の均衡はとれているか	
		条例等の実効性の確保の担保（不利益処分、罰則等）はとれているか。	

リーガル・サポートシート(9-3 再点検)

はい	いいえ	該当しない	該当事項	備考
			「なぜこの条例等をつくる必要があるのか、この条例等の制定・施行により何が実現するのか。」という問いに明確に答えられるものになっているか。	
			条例等の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有しているか(当初の目的が果たされたものではないか。)	
			条例等の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められるか。	
			条例等に基づく事務・事業で、現在行われていないものはないか。	
			規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていないか。	
			条例等以外の手段で目的を達成する方法はないか(規則、要綱等で規定する余地はない。)	
			根拠法令がある場合、その法令に抵触していないか。	
			憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはないか(近年の判例動向に適合しているか。日頃から上位法や類似条例等の改正状況に気を配っているか。)	
			制定時から立法事実に変化はないか。	
			条項ズレ等の問題はないか。	
			条例等に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはないか。	
			条例等の目的と条例等に規定する手段との整合が現在も図られているか。	
			条例等の目的は、県民カビジョン等と整合しているか。	
			条例等の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはないか。	
			条例等の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められるか。	

		条例等の目的の実現のために、条例等が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はないか。	
		条例等の目的の実現のために、条例等が定める手段は十分であって、追加すべき規定はないか。	
		関係する法令・条例等との間において、条例等に規定している手段との重複はないか。	
		条例等の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正であるか。	
		条例等の執行による効果が一部の県民に限られていないか。	
		条例等の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていないか。	
		条例等の内容において、県民（団体）、NPO、市町等、県以外の主体との連携に配慮しているか。	
		県民（団体）、NPO、市町等、県以外の主体から条文の改正を求める意見を受けていないか。	
		各規定の表現は正確かつ分かり易い表現となっているか。	
		必要に応じ、時限法、見直し条項、条例等サンセット方式等による条例等評価を行っているか。	

10 法的課題への対応

ポイント

法的な課題が発生したときあるいは発生する恐れがあるときに、全てのスタートとなるのが事実等の整理です。法的な課題が生じたときに、その課題について他人に正しく伝えるために必要なアクションです。また、再度、根拠法令及び関係法令の確認を必ず行ってください。

法的な課題が生じた際には、事実・証拠の整理、法令等の検証、論点の検討が必要になってきます。ここでは、必ず行っていただきたいことを列記しました。法務・文書課への相談時にはもちろんのこと、課内で議論する際にも参照ください。

リーガル・サポートシート(10 法的課題への対応)

はい	いいえ	該当しない	該当事項	備考
			事実経緯を簡潔に記録しているか。(5W1H等による整理:相手方(誰が、誰と)、いつ、どこで、何を、どうした、推測される原因等)	
			事実を証明する証拠があるか。(契約書・写真・署名入りの陳述書・ICレコーダー等)	
			根拠法令及び関係法令を特定できているか。	
			所管官庁の見解の把握ができているか。これまでに発せられた通達、通知等、関係するものは把握できているか。(関係法令の有権解釈が出来るのは法令を所管する官庁であるため。)	
			裁判例等の類似事例を調査したか。	
			他県事例等の類似事例はないか。(問題となる事例がすでに他県ですでに経験したものであることがよくあるため。)	
			論点を整理できているか。	
			課の見解をまとめているか。	
			関係各部局、関係各課等との連携をとることができるか。(他法令上の課題が合わさって問題になる場合)	

11 法律相談

法務・文書課では、各部局からの法律相談については、法務・文書課内で部局別担当制を設け、個別に対応しています（課内で対応できない専門的な相談については、外部の弁護士に相談を依頼しています。地域機関については本庁各部局の主担当課を経由した上で法律相談を実施することとしています。）。また、行政不服申立てや訴訟に係る相談についても同様に対応しています。

原則として事前に相談課から法律相談依頼書（53 ページ参照）及びリーガル・サポートシートの該当部分の提出をお願いします。また、相談をされる際には、あわせて資料等を整理の上、持参ください。

なお、相談結果については、法律相談結果報告書（54 ページ参照）を作成します。相談課の公開の同意がとれたものについてはイントラネットで公表を予定しています。

法 律 相 談 依 頼 書 平成 年 月 日 法務・文書課長 宛て <div style="text-align: right;">課長</div>	
希望年月日	平成 年 月 日 時 分から 時 分まで
相談希望場所	
当日出席予定の職員	
内容	1 事実経緯（時系列） 2 1の証拠として何があるか（あれば写しを添付） 3 相談内容
根拠法令・通達等 （必須） 他県の類似事例・裁判例等の検索結果（任意）	

※ 相談の際に必要な書類を添付してください。また、上記各項目について別紙を用いても構いません。

※ 相談場所は原則として総務部・法務文書課内になります。

法 律 相 談 報 告 書	
平成 年 月 日	
相談年月日	平成 年 月 日 時 分から 時 分まで <input type="checkbox"/> 法律相談依頼書のとおり
相談場所	<input type="checkbox"/> 法律相談依頼書のとおり
出席職員	<input type="checkbox"/> 法律相談依頼書のとおり
内容	1 事案の概要 2 調査事項 (1) 事実及び証拠について (2) 法的検討事項 3 回答及び進行について
進行	<input type="checkbox"/> 相談終了 <input type="checkbox"/> 継続相談 次回の予定相談日 (月 日 時 分～) (月ころ)
イントラネットでの公開の可否	公開・部分公開 (公開部分:) のみ) ・非公開 (理由:)

行政手続法（平成五年法律第八十八号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 申請に対する処分（第五条—第十一条）
- 第三章 不利益処分
 - 第一節 通則（第十二条—第十四条）
 - 第二節 聴聞（第十五条—第二十八条）
 - 第三節 弁明の機会付与（第二十九条—第三十一条）
- 第四章 行政指導（第三十二条—第三十六条）
- 第五章 届出（第三十七条）
- 第六章 意見公募手続等（第三十八条—第四十五条）
- 第七章 補則（第四十六条）

附則
第一章 総則
（目的等）

第一条 この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。以下「規則」という。）をいう。
- 二 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- 三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求めた行為であつて、当該行為に対して行政庁が審査の応答をすべきこととされているものをいう。
- 四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名て人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
イ 事実上の行為及び事実上の行為をすることに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分
ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名て人としてされる処分
ハ 名定人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
ニ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となつた事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの
- 五 行政機関 次に掲げる機関をいう。
イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関、会計検査院若しくはこれらに置かれる機関又はこれらに置かれる機関の職員であつて法律上独立に権限を行使する者として認められた職員
ロ 地方公共団体の機関（議会を除く。）
- 六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。
- 七 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であつて、

- 三 命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則
- 四 法律の規定に基づき施設、区画、地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則
- 五 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等
- 六 審査基準、処分基準又は行政指導指針であつて、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める機関の判断により公にされるもの以外のもの
- 3 第一項各号及び前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がその処分（その権限となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）及び行政指導、地方公共団体の機関に対する届出（前条第七号の通知の権限となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）並びに地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、次章から第六章までの規定は、適用しない。（国の機関等に対する処分等適用除外）
- 第四条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分を名て人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この法律の規定は、適用しない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する法人に対する処分であつて、当該法人の監督に関する法律の特別の規定に基づき定められたもの（当該法人の解散を除く。若しくは設立に関する認可を取り消す処分又は当該法人の役員若しくは当該法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。）については、次章及び第三章の規定は、適用しない。
一 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
二 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、その行う業務が国又は地方公共団体の行政運営と密接な関連を有するものとして政令で定める法人
3 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合において、その指定を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又は職員その他の者が当該事務に従事することに関し公務に従事する職員とみなされるときは、その指定を受けた者に対し当該法律に基づいて当該事務に関し監督上される処分（当該指定を取り消す処分、その指定を受けた者が法人である場合に於けるその役員を解任を命ずる処分又はその指定を受けた者の当該事務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。）については、次章及び第三章の規定は、適用しない。
- 4 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。
一 国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等
二 皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第二十六条の皇統譜について定める命令等
三 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報酬並びに公務員の間における競争試験について定める命令等
四 国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の国又は地方公共団体の契約の相手方又は相手方にならうとする者に係る事項を定める命令等を除く。）並びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定める命令等（国又は地方公共団体が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の相手方とし、又はこれらに私権を設定することについて定める命令等であつて、これらの行為の相手方又は相手方にならうとする者に係る事項を定めるものを除く。）
- 五 会計検査について定める命令等
- 六 国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第一章に規定する国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他の国と地方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等（第一項の規定によりこの法律の規定を適用しないこととされる処分に係る命令等を含む。）
- 七 第二項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める命令等（これらの法人に対する処分であつて、これらの法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又はこれらの法人の役員若しくはこれらの法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分に係る命令等を除く。）

法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を生じさせるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

- 八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。
イ 法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。）又は規則
ロ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）
ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）
ニ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

（適用除外）

- 第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用しない。
一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によつてされる処分
二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判官の執行としてされる処分
三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらに同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
四 検査官会議で決すべきものとされている処分及び会計検査の際にされる行政指導
五 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導
六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導
七 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
八 刑務所、少年刑務所、拘留所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導
九 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第三条第一項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であつた者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
十 外国人の出入国、難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導
十一 専ら人の学識技能に関する試験又は試験の結果についての処分
十二 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名て人とするものに限る。）及び行政指導
十三 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられたその他の職員によつてされる処分及び行政指導
十四 報告又は物件の提出を命ずる処分その他の職務の遂行に必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導
十五 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分
十六 前号に規定する処分の手続又は第三章に規定する聴聞若しくは弁明の機会付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導
- 2 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。
一 法律の施行期日について定める政令
二 恩赦に関する命令

第二章 申請に対する処分

（審査基準）

- 第五条 行政庁は、審査基準を定めるとする。
- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。（標準処理期間）
- 第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。（申請に対する審査、応答）
- 第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相応の期間を定めて当該申請の修正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。（理由の提示）
- 第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分を拒否する理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が適合するその他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。
- 2 前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。（情報提供）
- 第九条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分（申請の見直しを示すよう努めなければならない。）の時期の見直しを示すよう努めなければならない。
- 2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。（公聴会の開催）
- 第十条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。（複数の行政庁が関与する処分）
- 第十一条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を除き遅延しないこととしてしなければならない。
- 2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるとする。
- 第三章 不利益処分
第一節 通則
（処分の基準）
- 第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておきよう努めなければならない。
- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なもの

のとしなければならない。
(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- 一 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な測定方法によって確認されたものをしようとするとき。
- 二 イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さない処分をせず差し追つた必要がある場合は、この限りでない。

第十五条 行政庁は、前項ただし書の場合において、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

第十六条 行政庁は、前二項の理由は、書面により示さなければならない。
(聴聞の通知の方式)

第十七条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実
三 聴聞の期日及び場所
四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
五 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

三 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を差し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

四 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

五 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。
(陳述書等の提出)

第十八条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

第十九条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。
(執行期日の指定)

第二十条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日定めることができる。

第二十一条 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

第二十二条 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「指示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「指示を始めた日から二週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、指示を始めた日の翌日)」と読み替へるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第二十三条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

第二十四条 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、開察を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期間が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。
(聴聞調書及び報告書)

第二十五条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

第二十六条 当事者又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。
(聴聞の再開)

第二十七条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。

第二十八条 前項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。
(聴聞を経て不利益処分の決定)

第二十九条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第二十四条第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に斟酌してこれをしなければならない。

三十 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

三十一 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
(代理人)

三十二 前条第一項の通知を受けた者(同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

三十三 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

三十四 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

三十五 代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届けなければならぬ。
(参加人)

三十六 第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係者とするものと認められる者(同条第二項第六号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

三十七 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

三十八 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替へるものとする。
(文書等の閲覧)

三十九 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事実についてした調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

四十 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧を更を求めることを妨げない。

四十一 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。
(聴聞の主宰)

四十二 聴聞は、行政庁が指名する職員その他法令で定める者が主宰する。

四十三 次に掲げる者に当該不利益処分の決定権を行使させることができる。
一 当該聴聞の当事者又は参加人
二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
四 第二号に規定する者であつたことのある者
五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
六 参加人以外の関係人
(聴聞の期日における審理の方式)

四十四 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明せよなければならない。

四十五 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を定することができる。

(不服申立ての制限)

四十六 行政庁又は主宰者がこの節の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

四十七 聴聞を経てされた不利益処分については、当事者又は参加人は、行政不服審査法による異議申立てをすることができない。ただし、第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる当事者の地位を取得した者であつて同項に規定する同条第一項第三号(第二十二條第三項において準用する場合を含む。)に掲げる場合を除く。ことに掲げる場合を除き、当該通知を受けた者については、この限りでない。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞の特例)

四十八 第十三条第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五条第一項の通知があった場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の役員である者(当該処分において解任し又は除名すべきこととされている者に限る。)は、同項の通知を受けた者とはみなす。

四十九 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分により名あて人が従わなければならないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第十三条第一項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

第五十 第三節 非明の機会の付与
(非明の機会の付与の方式)

第五十一条 行政庁は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、非明を記載した書面(以下「非明書」という。)を提出して行うものとする。

第五十二条 非明をするときは、証拠書類等を提出することができる。
(非明の機会の付与の通知の方式)

第五十三条 行政庁は、非明書の提出期限(口頭による非明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
二 不利益処分の原因となる事実
三 非明書の提出先及び提出期限(口頭による非明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)
(聴聞に関する手続の準用)

第五十四条 第十五条第三項及び第六条の規定は、非明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十條」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、「第六条第一項中(前条第一項)とあるのは「第三十條」と、「同条第三項後段」とあるのは「第三十條において準用する第十五条第三項後段」と読み替へるものとする。

第五十五条 行政指導
(行政指導の一般原則)

第五十六条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によつてのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

第五十七条 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(申請に関連する行政指導)

第五十八条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第三十四条 許認可等を有する権限又は許認可等に基づく処分を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合において行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を疎明に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第三十五条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- 一 相手方に対しその場において完了する行為を求めもの
- 二 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めもの(複数の者を対象とする行政指導)

第三十六条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

第五章 届出

(届出)

第三十七条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

第六章 意見公募手続等

(命令等を定める場合の一般原則)

第三十八条 命令等を定める機関(閣議の決定により命令等が定められる場合にあっては、当該命令等の立案をする各大臣。以下「命令等制定機関」という。)は、命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 命令等制定機関は、命令等を定められた後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

(意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであつて、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第一項の規定により定められた意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

- 一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続(以下「意見公募手続」という。)を実施することが困難であるとき
- 二 添付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき
- 三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎

64

となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四 法律の規定により、内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三條第二項に規定する委員会又は内閣府設置法第三十七條若しくは第五十四條若しくは国家行政組織法第八條に規定する機関(以下「委員会等」という。)の議を経て定めるとされている命令等であつて、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき。

五 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき。

六 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用に伴つて必要な技術的調整等を定める命令等を定めようとするとき。

七 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき。

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

(意見公募手続の特例)

第四十条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、三十日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第三項の規定にかかわらず、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。

2 命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合(前条第四項第四号に該当する場を除く。)において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第一項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

(意見公募手続の周知等)

第四十一条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

(提出意見の考慮)

第四十二条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見(以下「提出意見」という。)を十分に考慮しなければならない。

(結果の公表等)

第四十三条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布(公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において同じ。)と同時に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 命令等の題名
- 二 命令等の案の公示の日
- 三 提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、その旨)
- 四 提出意見を考慮した結果(意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。)及びその理由

2 命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所に於ける備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

3 命令等制定機関は、前二項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

4 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めなかつた場合には、その旨(別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、そ

65

の旨を含む。)並びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。

5 命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

- 一 命令等の題名及び趣旨
- 二 意見公募手続を実施しなかつた旨及びその理由

(準用)

第四十四条 第四十二条の規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定める場合について、前条第一項から第三項までの規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合について、前条第四項の規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定めなかつた場合について準用する。この場合において、第四十二条中「当該命令等制定機関」とあるのは「委員会等」と、前条第一項第二号中「命令等の案の公示の日」とあるのは「委員会等が命令等の案について公示に準じた手続を実施した日」と、同項第四号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

(公示の方法)

第四十五条 第三十九条第一項並びに第四十三条第一項(前条において読み替えて準用する場合を含む。)、第四項(前条において準用する場合を含む。)及び第五項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

2 前項の公示に関し必要な事項は、総務大臣が定める。

第七章 補則

(地方公共団体の措置)

第四十六条 地方公共団体は、第三条第三項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨のっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(平成六年九月政令三〇号により、平成六・一〇・一から施行)

(経過措置)

2 この法律の施行前に第十五条第一項又は第三十条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第三章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に、届出その他政令で定める行為(以下「届出等」という。)がされた後一定期間内に限りすることができることとされている不利益処分に係る当該届出等がされた場合においては、当該不利益処分に係る手続に関しては、第三章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一年一月八日法律第一一五号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

目次

- 第一章 総則（第一～第四条）
- 第二章 申請に対する処分（第五条～第十一条）
- 第三章 不利益処分
- 第一節 通則（第十二条～第十四条）
- 第二節 懲罰（第十五条～第二十六条）
- 第三節 弁明の機会付与（第二十七条～第二十九条）
- 第四章 行政指導（第三十条～第三十六条）
- 第五章 届出（第三十七条）
- 第六章 雑則（第三十八条）
- 附則

第一章 総則
（目的等）

第一条 この条例は、行政手続法（平成五年法律第八十八号、以下「法」という。）第四十六条の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続等に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続等に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。
一部改正（平成一九年条例四号）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三十八條の四第二項に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。
- 二 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。
- 三 処分 条例等に基づく行政の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- 四 申請 条例等に基づき、行政の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求めた行為であって、当該行為に対して行政が可否の回答をすべきこととされているものをいう。
- 五 不利益処分 行政が、条例等に基づき、特定の者を名て人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分
ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名て人としてされる処分
ハ 名て人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- 六 機関の機関 地方自治法第二編第七章に基づいて設置される三重県の執行機関、三重県警察本部（警察署を含む。以下「警察本部等」という。）若しくはこれらに属する機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使するもの（自己の職務に充てられた職員をいう。）をいう。
- 七 行政指導 現の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を達成するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、助言、助言その他の行為であって処分と該当しないものをいう。
- 八 届出 行政に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等上の効果を生じさせるためには当該通知をすべきこととされているものをいう。）をいう。

第七条 行政は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、遅やかに、申請をしない者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

（理由の提示）

第八条 行政は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分を理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数値的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を拒否するときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。
一部改正（平成一六年条例四三号）

（情報の提供）

第九条 行政は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

（公聴会の開催等）

第十条 行政は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

（複数の行政が関与する処分）

第十一条 行政は、申請の処理をするに当たり、他の行政府において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等を申請かどうかについての審査又は判断を遅延に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政府が関与する場合には、当該複数の行政府は、必要に応じ、相互に連絡を取り、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第三章 不利益処分

第一節 通則

（処分の基準）

第十二条 行政は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておこう努めなければならない。

2 行政は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めることにより、当該不利益処分の名て人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するとき、聴聞
イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
ロ イに規定するもののほか、名て人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合であって行政が相当と認めるとき。
- 二 前号イからハまでのいずれにも該当しないとき、弁明の機会付与
2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる用語の意義は第三十二条において同号中「条例等」に基づく行政」とあるのは「行政」と、同項第四号に掲げる用語の意義は第三十一条において同号中「条例等」とあるのは「法令」とする。

（適用除外）

第十三条 次に掲げる処分及び行政指導については、本章から第四章までの規定は、適用しない。

- 一 刑事事件に関する法令に基づいて司法警察職員による処分及び行政指導
- 二 地方税の滞り事件に関する法令に基づいて県税事務所長の長又は徴税吏員がする処分及び行政指導
- 三 学校、職業能力開発校、教育センター又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
- 四 留置施設において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導
- 五 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第一項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に關してされる処分及び行政指導
- 六 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- 七 相互する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名て人とするものに限る。）及び行政指導
- 八 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事項が発生し、又は発生する可能性のある現場において警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導
- 九 報告又は物件の提出を命ずる処分その他の職務の遂行に必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導
- 十 第三章に規定する機関又は弁明の機会付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導
- 十一 補助金等（三重県補助金等交付規則（昭和三十三年三重県規則第三十四号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の決定その他の処分
一部改正（平成一六年条例九号・一九年四号・二五年四八号）
（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第十四条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名て人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体が所属（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第二章 申請に対する処分

（審査基準）

第十五条 行政は、申請により求められた許認可等をしようかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所に於ける廣付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

（標準処理期間）

第十六条 行政は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所に於ける廣付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（申請に対する審査及び応答）

- 一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。
- 二 条例等上必要とされる資格があつたこと又は失われるに至つたことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつたこと、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的証拠資料により直接証明されたものをしようとするとき。
- 三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が先定されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつたこと、その不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。
- 四 納付すべき金額の額を確定し、一定の額の金額の納付を命じ、又は金額の給付決定の取消しその他の金額の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
- 五 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく輕微なものであるため名て人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

（不利益処分の理由の提示）

第十四条 行政は、不利益処分をする場合には、その名て人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差支った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政は、前項ただし書の場合においては、当該名て人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を拒否するときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

第二節 聴聞

（聴聞の通知の方式）

第十五条 行政は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名て人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 聴聞の期日及び場所
- 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
一 聴聞の期日に出向いて意見を述べ、及び陳述書類又は証拠物（以下「陳述書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出向くことに代えて陳述書及び陳述書類等を提出することができること。
二 聴聞が終了する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
三 行政は、不利益処分の名て人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政府が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつてもその者に交付する旨を当該行政府の事務所に掲示する告示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
一部改正（平成一一年条例八号）
（代理人）
第十六条 前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。
2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面での旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の特則となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第二項第六号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替へるものとする。

(文書等の閲覧)

第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下「当事者等」という。)は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終了する時までの間、行政庁に対し、当該事件について調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分の原因となる事実を定する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

一 当該聴聞の当事者又は参加人

二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人

四 前号に規定する者であつたことのある者

五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

六 参加人以外の関係人

一部改正(平成一二年条例二六号)

(聴聞の期日における審理の方式)

第二十条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出向いた者に対し説明しなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出向いて、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問をすることができ、

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出向くことができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問をなし、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出向かないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

一部改正(平成一一年条例八号・一二年二六号)

(陳述書等の提出)

第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日へ出向くことに代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

72

2 主宰者は、聴聞の期日に出向いた者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

一部改正(平成一一年条例八号)

(執行期日の指定)

第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を執行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出向いた当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名をたてた」とあるのは「当事者又は参加人」と、「指示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「指示を始めた日から二週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、指示を始めた日の翌日)」と読み替へるものとする。

一部改正(平成一一年条例八号)

(当事者が出向かないとき等の場合における聴聞の終結)

第二十三条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出向かず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出向かない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出向かず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日に出向くことが相当期間引き延ばし見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

一部改正(平成一一年条例八号・一二年二六号)

(聴聞閉巻及び報告書)

第二十四条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した閉巻を作成し、当該閉巻において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の閉巻は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の閉巻とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第一項の閉巻及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第二十五条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第二十三条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞による不利益処分の決定)

第二十六条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第二十四条第一項の閉巻の内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参照してこれをしなければならない。

第三節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第二十七条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第二十八条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)

73

までに相当な期間において、不利益処分の名をたてた者となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第二十九条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第二十八条」と、「第二項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、「第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十八条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第二十九条において準用する第十五条第三項後段」と読み替へるものとする。

第四章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第三十条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該県の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によって実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、公益を確保するため必要がある場合に、行政指導の事実又は相手方がそれに従わない事実を公表することを妨げない。

3 前項ただし書の場合において、県の機関は、事実の公表をしようとするときは、行政指導の相手方に対してその意見を述べる機会を与えなければならない。

(申請に関連する行政指導)

第三十一条 申請の取下げ又は内容の変更を求め行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

2 前項の規定は、申請者が行政指導に従わないことにより公益に著しい障害を生ずるおそれがある場合に、当該行政指導に携わる者が当該行政指導を継続することを妨げない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第三十二条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する県の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合において行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を発見に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第三十三条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容及び責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

二 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

一部改正(平成一六年条例四三号)

(複数の者を対象とする行政指導)

第三十四条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、県の機関は、あらかじめ、事案に際し、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

74

(苦情の申出)

第三十五条 行政指導の相手方は、当該行政指導に関し苦情があるときは、当該行政指導をした県の機関に対し、理由を記載した文書を提出して、苦情の申出をすることができる。

2 前項の県の機関は、両項の苦情の申出を速急に処理しなければならない。当該苦情の申出に理由があると認めるときは、速やかに行政指導の是正等の適切な措置を講ずるものとする。

(この章の解釈)

第三十六条 この章の規定は、県の機関が公益のために必要な行政指導を行うことを妨げるものと解釈してはならない。

第五章 届出

(届出)

第三十七条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例上の義務が履行されたものとする。

第六章 雑則

(写しの交付)

第三十八条 当事者等は、行政庁(三重県情報公開条例(平成十一年三重県条例第四十二号)第二条第一項に規定する実施機関に限る。以下この条において同じ。)に対し第十八条第一項及び第二項の資料(閲覧を拒否されたものを除く。)の写しの交付を求めることができる。

2 当事者又は参加人は、行政庁に対し第二十四条第一項の閉巻及び同条第三項の報告書の写しの交付を求めることができる。

3 前二項の規定は、第二十八条第一項及び第二項の資料(閲覧を拒否されたものを除く。)又は法第二十四条第一項の閉巻及び同条第三項の報告書について準用する。

4 前三項の規定による求めがあつた場合において、行政庁は、写しの作成又は交付によつて著しい障害が生ずるおそれがあるときでなければ、当該写しの交付を拒むことができる。

5 前各項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

一部改正(平成一六年条例九号)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成八年七月一日から施行する。

75

目次

第一章 総則（第一条～第八条）
第二章 手続
第一節 通則（第九条～第十三条）
第二節 処分についての審査請求（第十四条～第四十二条）
第三節 処分についての異議申立て（第四十三条～第四十八条）
第四節 不作為についての不服申立て（第四十九条～第五十二条）
第五節 再審査請求（第五十三条～第五十六条）

第三章 補則（第五十七条～第五十八条）

附則

第一章 総則

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対しては広く行政庁に対する不服申立てのみを聞くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律にいう「処分」には、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の釈容、物の留置その他の内容が継続的性質を有するもの（以下「事実行為」という。）が含まれるものとする。

2 この法律において「不作為」とは、行政庁が法令に基づき申請に対し、担当の期間内にならぬ処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

（不服申立ての種類）

第三条 この法律による不服申立ては、行政庁の処分又は不作為について行なうものにあつては審査請求又は異議申立てとし、審査請求の裁決を経た後に行なうものにあつては再審査請求とする。

2 審査請求は、処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）以外の行政庁に対してするものとし、異議申立ては、処分庁又は不作為庁に対してするものとする。

（処分についての不服申立てに関する一般括弧主義）

第四条 行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者は、次条及び第六条の定めるところにより、審査請求又は異議申立てをすることができる。ただし、次の各号に掲げる処分及び他の法律に審査請求又は異議申立てをすることができない旨の定めがある処分については、この限りでない。

- 一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によつて行われる処分
二 裁判所若しくは裁判官の裁判により又は裁判の執行として行われる処分
三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上で行われるべきものとされている処分
四 検査官会議で決すべきものとされている処分
五 当事者間の法律関係を確定し、又は形成する処分で、法令の規定により当該処分に関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの
六 刑事事件に関する法令に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分
七 国税又は地方税の犯刑事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づき、国税庁長官、国税局長、税務署長、税務官、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づき、これらの職員の職務を行う者を含む。）が行う処分
八 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対して行われる処分

九 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、釈容の目的を達成するために、これらの施設に収容されている者に対して行われる処分

十 外国人の出入国又は帰化に関する処分

十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
2 前項ただし書の規定は、同項ただし書の規定により審査請求又は異議申立てをすることができない処分につき、別に法令で当該処分の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。

（処分についての審査請求）

第五条 行政庁の処分についての審査請求は、次の場合に行うことができる。

一 処分庁に上級行政庁があるとき、ただし、処分庁が主任の大員又は官内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときを除く。

二 前号に該当しない場合であつて、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に審査請求をすることができる旨の定めがあるとき。

2 前項の審査請求は、同項第一号の場合にあつては、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁の直近上級行政庁に、同項第二号の場合にあつては、当該法律又は条例に定められた行政庁に対してするものとする。

（処分についての異議申立て）

第六条 行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合に行うことができる。ただし、第一号又は第二号の場合において、当該処分について審査請求をすることができるときは、法律に特別の定めがある場合を除くほか、することができない。

一 処分庁に上級行政庁がないとき。
二 処分庁が主任の大員又は官内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるとき。
三 前二号に該当しない場合であつて、法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき。（不作為についての不服申立て）

第七条 行政庁の不作為については、当該不作為に係る処分その他の行為を申請した者は、異議申立て又は当該不作為の直近上級行政庁に対する審査請求のいずれかを行うことができる。ただし、不作為庁が主任の大員又は官内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときは、異議申立てのみを行うことができる。

（再審査請求）

第八条 次の場合には、処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。

一 法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に再審査請求をすることができる旨の定めがあるとき。

二 審査請求をすることができる処分につき、その処分をする権限を有する行政庁（以下「原権行政庁」という。）がその権限を他に委任した場合には、委任を受けた行政庁がその委任に基づいてした処分に係る審査請求につき、原権行政庁が審査庁として裁決をしたとき。
2 再審査請求は、前項第一号の場合にあつては、当該法律又は条例に定める行政庁に、同項第二号の場合にあつては、当該原権行政庁が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求に対してするものとする。
3 再審査請求をすることができる処分につき、その原権行政庁がその権限を他に委任した場合において、委任を受けた行政庁がその委任に基づいてした処分に係る再審査請求につき、原権行政庁が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求についての審査庁が再審査庁として当該裁決に不服がある者は、さらに再審査請求をすることができる。この場合には、当該原権行政庁が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る再審査請求についての再審査庁に対して、その請求をするものとする。

第二章 手続

第一節 通則

（不服申立ての方式）

第九条 この法律に基づく不服申立ては、他の法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）

に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、書面を提出しなければならない。

2 不服申立書は、異議申立ての場合を除き、正副二通を提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。第二十二條第三項において「情報通信技術利用法」という。）第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して不服申立て（異議申立てを除く。次項において同じ。）がされた場合には、不服申立書の正副二通が提出されたものとみなす。

4 前項に規定する場合において、当該不服申立てに係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十二條第四項において同じ。）については、不服申立書の正本又は副本とみなして、第十七條第二項（第五十六條において準用する場合を含む。）、第十八條第一項、第二項及び第四項、第二十二條第一項（第五十二條第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十八條第三項及び第四項の規定を適用する。

（法人でない社団又は財団の不服申立て）

第十条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で不服申立てをすることができる。

（総代）

第十一条 多数人が共同して不服申立てをしようとするときは、三人をこえない総代を互選することができる。

2 共同不服申立人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、審査庁（異議申立てにあつては処分庁又は不作為庁、再審査請求にあつては再審査庁）は、総代の互選を命ずることができる。

3 総代は、各自、他の共同不服申立人のために、不服申立ての取下げを除き、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。

4 総代が選任されたときは、共同不服申立人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。

5 共同不服申立人に対する行政庁の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同不服申立人は、必要があると認めるときは、総代を解任することができる。

（代理人による不服申立て）

第十二条 不服申立ては、代理人によつて行うことができる。

2 代理人は、各自、不服申立人のために、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（代表者の資格の証明等）

第十三条 代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、書面で証明しなければならない。前条第二項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

2 代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、不服申立人は、書面でその旨を審査庁（異議申立てにあつては処分庁又は不作為庁、再審査請求にあつては再審査庁）に届け出なければならない。

第二節 処分についての審査請求

（審査請求期間）

第十四条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内）に、しなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかつたことに起因してやむをえない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における審査請求は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内にしなければならない。

3 審査請求は、処分（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定）があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

4 審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二條第六項に規定する一般信郵便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信郵便事業者による同条第七項に規定する信書便で提出した場合における審査請求期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（審査請求書の記載事項）

第十五条 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
二 審査請求に係る処分
三 審査請求に係る処分があつたことを知つた年月日
四 審査請求の趣旨及び理由
五 処分庁の指示の有無及びその内容
六 審査請求の年月日

2 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査請求をするときは、審査請求書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載しなければならない。

3 審査請求書には、前二項に規定する事項のほか、第二十条第二号の規定により異議申立てについての決定を経ないで審査請求をする場合には、異議申立てをした年月日を、同条第三号の規定により異議申立てについての決定を経ないで審査請求をする場合には、その決定を経ないことについての正当な理由を記載しなければならない。

4 審査請求書には、審査請求人（審査請求人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査請求をするときは代理人）が押印しなければならない。

（口頭による審査請求）

第十六条 口頭で審査請求をする場合には、前条第一項から第三項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合においては、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。

（処分庁経由による審査請求）

第十七条 審査請求は、処分庁を経由して行うこともできる。この場合には、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し第十五條第一項から第三項までに規定する事項を陳述するものとする。

2 前項の場合には、処分庁は、直ちに、審査請求書の正本又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下同じ。）を審査庁に送付しなければならない。

3 第一項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した時に、審査請求があつたものとみなす。

（誤つた指示をした場合の救済）

第十八条 審査請求をすることができる処分（異議申立てをすることもできる処分を除く。）につき、処分庁が誤つて審査庁でない行政庁を審査庁として指示した場合には、その指示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、すみやかに、審査請求書の正本及び副本を処分庁又は審査庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定により処分庁に審査請求書の正本及び副本が送付されたときは、処分庁は、すみやかに、その正本を審査庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

3 第一項の場合につき、処分庁が誤つて異議申立てをすることもできる旨を指示した場合において、当該処分について異議申立てがされたときは、処分庁は、すみやかに、異議申立書又は異議申立録取書（第四十八條において準用する第十六條後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下同じ。）を審査庁に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

4 前三項の規定により審査請求書の正本又は異議申立書若しくは異議申立録取書が審査庁に送付されたときは、はじめから審査庁に審査請求がされたものとみなす。

第十九条 処分庁が誤つて法定の期間よりも長い期間を審査請求期間として指示した場合において、その指示された期間内に審査請求がされたときは、当該審査請求は、法定の審査請求期間内にされたものとみなす。

（異議申立ての前段）

第二十条 審査請求は、当該処分につき異議申立てをすることができるときは、異議申立てについての決定を経た後でなければ、することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 処分が、当該処分につき異議申立てをすることができる旨を教示しなかつたとき。
二 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から起算して三箇月を経過しても、処分が当該異議申立てにつき決定をしないとき。
三 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（補正）

第二十一条 審査請求が不合法であつて補正することができるものであるときは、審査庁は、相当の期間を定めて、その補正を命じなければならない。

（弁明書の提出）

第二十二条 審査庁は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しを処分庁に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。

- 2 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。
3 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三十三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合は、弁明書の正副二通が提出されたものとみなす。
4 前項に規定する場合において、当該弁明に係る電磁的記録については、弁明書の正本又は副本とみなして、次項及び第二十三条の規定を適用する。
5 処分庁から弁明書の提出があつたときは、審査庁は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。ただし、審査請求の全部を容認すべきときは、この限りでない。

（反論書の提出）

第二十三条 審査請求人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、審査庁が、反論書を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（参加人）

第二十四条 利害関係人は、審査庁の許可を得て、参加人として当該審査請求に参加することができる。

2 審査庁は、必要があると認めるときは、利害関係人に対し、参加人として当該審査請求に参加することを求めることができる。

（管理の方式）

第二十五条 審査請求の管理は、書面による。ただし、審査請求人又は参加人の申立てがあつたときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べた機会を与えなければならない。

2 前項ただし書の場合には、審査請求人又は参加人は、審査庁の許可を得て、補充人とともに出席することができる。

（証拠書類等の提出）

第二十六条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審査庁が、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（参考人の保護及び鑑定要求）

第二十七条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることができる。

（物件の提出要求）

第二十八条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

（検証）

第二十九条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。
2 審査庁は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、

その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

（審査請求人又は参加人の審尋）

第三十条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求人又は参加人を審尋することができる。

（職員による管理手続）

第三十一条 審査庁は、必要があると認めるときは、その庁の職員に、第二十五条第一項ただし書の規定による審査請求人若しくは参加人の意見の陳述を聞かせ、第二十七条の規定による参考人の陳述を聞かせ、第二十九条第一項の規定による検証をさせ、又は前条の規定による審査請求人若しくは参加人の審尋をさせることができる。

（他の法令に基づく調査権との関係）

第三十二条 前五条の規定は、審査庁である行政庁が他の法令に基づいて有する調査権の行使を妨げない。

（処分庁からの物件の提出及び閲覧）

第三十三条 処分庁は、当該処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件を審査庁に提出することができる。

2 審査請求人又は参加人は、審査庁に対し、処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、審査庁は、必要があると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
3 審査庁は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（執行停止）

第三十四条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分庁の上級行政庁である審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をすることができる。
3 処分庁の上級行政庁以外の審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取したうえで、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をすることはできない。

4 前二項の規定による審査請求人の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、処分の執行若しくは手続の続行ができなくなるおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。

5 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。
6 第二項から第四項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によつて目的を達することができるときは、することができない。

7 執行停止の申立てがあつたときは、審査庁は、すみやかに、執行停止をしようとするか否かを決定しなければならない。

（執行停止の取消し）

第三十五条 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼし、又は処分の執行若しくは手続の続行を不可能とすることが明らかとなつたとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

（手続の併合又は分擔）

第三十六条 審査庁は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

（手続の承継）

第三十七条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

2 審査請求人について合併又は分割（審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。）があつたときは、合併後存続する法人その他の団体若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他の団体若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。

3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の団体若しくは財団は、書面その旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の団体若しくは財団若しくは分割をした法人にあつた通知その他の行為が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の団体若しくは財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、これらの者に対する通知その他の行為としての効力を有する。

5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。

（審査庁が裁決をする権限を有しなかつた場合の措置）

第三十八条 審査庁が審査請求を受理した後法令の改定により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなかつたときは、当該行政庁は、審査請求書又は審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新たな当該審査請求につき裁決をする権限を有する又はなつた行政庁に引き継ぎなければならない。この場合においては、その引継ぎを受けた行政庁は、すみやかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

（審査請求の取下げ）

第三十九条 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。
2 審査請求の取下げは、書面で行なければならない。

（裁決）

第四十条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不合法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 処分（事実行為を除く。）についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、裁決で、当該処分

の全部又は一部を取り消す。
4 事実行為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、処分に対し当該事実行為の全部又は一部を撤廃すべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

5 前二項の場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは、審査庁は、裁決で当該処分を変更し、又は処分庁に対し当該事実行為を変更すべきことを命ずるとともにその旨を宣言することもできる。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実行為を変更すべきことを命ずることはできない。

6 処分が違法又は不当であるが、これを取り消し又は撤廃することにより公の利益に著しい損害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえで、処分を取り消し又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

（裁決の方式）

第四十一条 裁決は、書面で行ない、かつ、理由を附し、審査庁がこれに記名押印をしなければならない。

2 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査及び再審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。

（裁決の効力発生）

第四十二条 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合にお

ける第四十条第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達することによつて、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の原本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知られないとき、その他裁決書の原本を送付することができないときは、公示の方法によつて送達することができる。

3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の原本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の原本の送付があつたものとみなす。

4 審査庁は、裁決書の原本を参加人及び処分庁に送付しなければならない。

（裁決の拘束力）

第四十三条 裁決は、関係行政庁を拘束する。
2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁決の趣旨に反し、改めて申請に対する処分をしなければならない。

3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

（証拠書類等の返還）

第四十四条 審査庁は、裁決をしたときは、すみやかに、第二十六条の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第二十八条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第三節 処分についての異議申立て

（異議申立期間）

第四十五条 異議申立ては、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にななければならない。

（誤つた教示をした場合の救済）

第四十六条 異議申立てをすることができる処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合（審査請求をすることもできる処分につき、処分庁が誤つて審査庁でない行政庁を審査庁として教示した場合を含む。）において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、すみやかに、審査請求書を当該処分庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定により審査請求書が処分庁に送付されたときは、はじめから処分庁に異議申立てがされたものとみなす。

（決定）

第四十七条 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不合法であるときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 異議申立てが理由がないときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

3 処分（事実行為を除く。）についての異議申立てが理由があるときは、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、異議申立人の不利益に当該処分を変更することができず、また、当該処分が法令に基づく審議会その他の合議制の行政機関の答申に基づいてされたものであるときは、さらに当該行政機関に諮問し、その答申に基づかなければ、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができない。

4 事実行為についての異議申立てが理由があるときは、処分庁は、当該事実行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更するとともに、決定で、その旨を宣言する。ただし、異議申立人の不利益に事実行為を変更することができない。

5 処分庁は、審査請求をすることもできる処分に係る異議申立てについて決定をする場合には、異

議申立人が当該処分につきすでに審査請求をしている場合を除き、決定書に、当該処分につき審査請求をすることができる旨並びに審査庁及び審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。

(審査請求に関する規定の準用)

第四十八条 前節（第十四条第一項本文、第十五条第三項、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二條、第二十三条、第三十三条、第三十四条第三項、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条第二項及び第四十三条を除く。）の規定は、処分についての異議申立てに準用する。

第四節 不作為についての不服申立て

(不服申立書の記載事項)

第四十九条 不作為についての異議申立書又は審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 異議申立人又は審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- 二 当該不作為を称する処分その他の行為についての申請の内容及び年月日
- 三 異議申立て又は審査請求の年月日

(不作為庁の決定その他の措置)

第五十条 不作為についての異議申立てが不法であるときは、不作為庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 前項の場合を除くほか、不作為庁は、不作為についての異議申立てがあつた日の翌日から起算して二十日以内に、申請に対するなんらかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示さなければならない。

(審査庁の裁決)

第五十一条 不作為についての審査請求が不法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 不作為についての審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
3 不作為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、当該不作為庁に対しすみやかに申請に対するなんらかの行為をすべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

(処分についての審査請求に関する規定の準用)

第五十二条 第十五条第二項及び第四項、第二十一条、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条第一項並びに第四十二条第一項から第三項までの規定は、不作為についての異議申立てに準用する。

2 第二節（第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十六条から第二十条まで、第二十四条、第三十四条、第三十五条、第四十条、第四十一条第二項並びに第四十三条を除く。）の規定は、不作為についての審査請求に準用する。

第五節 再審査請求

(再審査請求期間)

第五十三条 再審査請求は、審査請求についての裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内にならなければならない。

(裁決書の送付要求)

第五十四条 再審査庁は、再審査請求を受理したときは、審査庁に対し、審査請求についての裁決書の送付を求めることができる。

(裁決)

第五十五条 審査請求を却下し又は棄却した裁決が違法又は不当である場合においても、当該裁決に係る処分が違法又は不当でないときは、再審査庁は、当該再審査請求を棄却する。

(審査請求に関する規定の準用)

第五十六条 第二節（第十四条第一項本文、第十五条第三項、第十八条から第二十条まで、第二十二條及び第二十三条を除く。）の規定は、再審査請求に準用する。

第三章 総則

(審査庁等の教示)

第五十七条 行政庁は、審査請求若しくは異議申立て又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において単に「不服申立て」という。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に

対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合、この限りでない。

2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面で行なければならない。

4 前三項の規定は、地方公共団体その他の公共団体に対する処分、当該公共団体がその固有の資格において処分の相手方となるものについては、適用しない。

(教示をしなかつた場合の不服申立て)

第五十八条 行政庁が前条の規定による教示をしなかつたときは、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。

2 前項の不服申立書については、第十五条（第三項を除く。）の規定を準用する。

3 第一項の規定により不服申立書の提出があつた場合において、当該処分が審査請求をすることができる処分であるとき（異議申立てをすることができる処分であるときを除く。）は、処分庁は、すみやかに、当該不服申立書の正本を審査庁に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づき、処分庁以外の行政庁に不服申立てをすることができる処分であるときも、同様とする。

4 前項の規定により不服申立書の正本が送付されたときは、はじめから当該審査庁又は行政庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

5 第三項の場合を除くほか、第一項の規定により不服申立書が提出されたときは、はじめから当該処分庁に異議申立て又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

附 則

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

目次

第一章 総則（第一条—第七条）
第二章 抗告訴訟
第一節 取消訴訟（第八条—第三十五条）
第二節 その他の抗告訴訟（第三十六条—第三十八条）
第三章 当事者訴訟（第三十九条—第四十一条）
第四章 民衆訴訟及び機関訴訟（第四十二条—第四十三条）
第五章 補則（第四十四条—第四十六条）
附則

第一章 総則
（この法律の趣旨）

第一条 行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（行政事件訴訟）

第二条 この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。

（抗告訴訟）

第三条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の行政権の行使に関する不服の訴訟をいう。
2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分又は公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

3 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

4 この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。

5 この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づき申請に対し、相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。

6 この法律において「義務付けの訴え」とは、次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。
一 行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき（次号に掲げる場合を除く。）。

二 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づき申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき。

7 この法律において「差止め等の訴え」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにもかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。

（当事者訴訟）

第四条 この法律において「当事者訴訟」とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの及び公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいう。

（民衆訴訟）

第五条 この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらず資格で提起するものをいう。

（機関訴訟）

第六条 この法律において「機関訴訟」とは、国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又は

該各号に定める行政庁を記載するものとする。

一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁

5 第一項又は第二項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟が提起された場合には、被告は、遅滞なく、裁判所に対し、前項各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を明らかにしなければならない。

6 処分又は裁決をした行政庁は、当該処分又は裁決に係る第一項の規定による国又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する。

（管轄）

第十二条 取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2 土地の取得、鉱業権の設定その他不動産又は特定の場所に係る処分又は裁決についての取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所にも、提起することができる。

3 取消訴訟は、当該処分又は裁決に関し事業の処理に当たつた下級行政機関の所在地の裁判所にも、提起することができる。

4 国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも、提起することができる。

5 前項の規定により特定管轄裁判所に同項の取消訴訟が提起された場合であつて、他の裁判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は裁決に係る抗告訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

（関連請求に係る訴訟の移送）

第十三条 取消訴訟と次の各号の一に該当する請求（以下「関連請求」という。）に係る訴訟とが各別の裁判所に係属する場合において、相当と認めるときは、関連請求に係る訴訟の係属する裁判所は、申立てにより又は職権で、その訴訟を取消訴訟に係属する裁判所に移送することができる。ただし、取消訴訟又は関連請求に係る訴訟の係属する裁判所が高等裁判所であるときは、この限りでない。

- 一 当該処分又は裁決に関連する原状回復又は損害賠償の請求
二 当該処分とともに一側の手続を構成する他の処分の取消しの請求
三 当該処分に係る裁決の取消しの請求
四 当該裁決に係る処分の取消しの請求
五 当該処分又は裁決の取消しを求める他の請求
六 その他当該処分又は裁決の取消しの請求と関連する請求

（出訴期間）

第十四条 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 取消訴訟は、処分又は裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が職権で審査請求をすることができる旨を指示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は裁決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前二項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したとき又は当該裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（被告を誤つた訴えの救済）

第十五条 取消訴訟において、原告が被告又は重大な過失によらぬ被告とすべき者を誤つたとき

その行使に関する紛争についての訴訟をいう。

（この法律に定めがない事項）

第七条 行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

第二章 抗告訴訟

第一節 取消訴訟

（処分の取消しの訴えと審査請求との関係）

第八条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。

- 一 審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。
二 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
三 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 第一項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされたときは、裁判所は、その審査請求に対する裁決があるまで（審査請求があつた日から三箇月を経過しても裁決がないときは、その期間を経過するまで）、訴訟手続を中止することができる。

（原告適格）

第九条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

2 裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たつては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たつては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たつては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

（取消しの理由の制限）

第十条 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。

2 処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができる。

（被告適格等）

第十一条 処分又は裁決をした行政庁（処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁、以下同じ。）が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。

- 一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体
二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体

2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。

3 前二項の規定により被告とすべき国若しくは公共団体又は行政庁がない場合には、取消訴訟は、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない。

4 第一項又は前項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴状には、民事訴訟の例により記載すべき事項のほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当

は、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、被告を変更することを許すことができる。

2 前項の決定は、書面とするものとし、その正本を新たな被告に送達しなければならない。

3 第一項の決定があつたときは、出訴期間の遵守については、新たな被告に対する訴えは、最初に訴えを提起した時に提起されたものとみなす。

4 第一項の決定があつたときは、従前の被告に対しては、訴えの取下げがあつたものとみなす。

5 第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

6 第一項の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

7 上新審において第一項の決定をしたときは、裁判所は、その訴訟を管轄裁判所に移送しなければならない。

（請求の客観的併合）

第十六条 取消訴訟には、関連請求に係る訴えを併合することができる。

2 前項の規定により訴えを併合する場合において、取消訴訟の第一審裁判所が高等裁判所であるときは、関連請求に係る訴えの被告の同意を得なければならない。被告が異議を述べないで、本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、同意したものとみなす。

（共同訴訟）

第十七条 数人は、その数人の請求又はその数人に対する請求が処分又は裁決の取消しの請求と関連請求とである場合に限り、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

（第三者による請求の追加的併合）

第十八条 第三者は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、その訴訟の当事者の一方を被告として、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起することができる。この場合において、当該取消訴訟が高等裁判所に係属しているときは、第十六条第二項の規定を準用する。

（原告による請求の追加的併合）

第十九条 原告は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起することができる。この場合において、当該取消訴訟が高等裁判所に係属しているときは、第十六条第二項の規定を準用する。

2 前項の規定は、取消訴訟について民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百四十三条の規定の例によることを妨げない。

第二十条 前条第一項前段の規定により、処分の取消しの訴えをその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えに併合して提起する場合には、同項後段において準用する第十六条第二項の規定にかかわらず、処分の取消しの訴えの被告の同意を得ることを要せず。また、その提起があつたときは、出訴期間の遵守については、処分の取消しの訴えは、裁決の取消しの訴えを提起した時に提起されたものとみなす。

（国又は公共団体に対する請求への訴えの変更）

第二十一条 裁判所は、取消訴訟の目的たる請求を当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体に対する損害賠償その他の請求に変更することが相当であると認めるときは、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、原告の申立てにより、決定をもつて、訴えの変更を許すことができる。

2 前項の決定は、第十五条第二項の規定を準用する。

3 裁判所は、第一項の規定により訴えの変更を許す決定をするには、あらかじめ、当事者及び損害賠償その他の請求に係る訴えの被告の意見をきかなければならない。

4 訴えの変更を許す決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 訴えの変更を許さない決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（第三者の訴訟参加）

第二十二条 訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その第三者を訴訟に参加させることができる。

2 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び第三者の意見をきかなければならない。

3 第一項の申立てをした第三者は、その申立てを却下する決定に対して即時抗告をすることができる。

る。

4 第一項の規定により訴訟に参加した第三者については、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

5 第一項の規定により第三者が参加の申立てをした場合には、民事訴訟法第四十五条第三項及び第四項の規定を準用する。

(行政庁の訴訟参加)

第二十三条 裁判所は、処分又は裁決をした行政庁以外の行政庁を訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、当事者若しくはその行政庁の申立てにより又は職権で、決定をもって、その行政庁を訴訟に参加させることができる。

2 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び当該行政庁の意見をきかなければならない。

3 第一項の規定により訴訟に参加した行政庁については、民事訴訟法第四十五条第一項及び第二項の規定を準用する。

(釈明処分の特別)

第二十三条の二 裁判所は、訴訟関係を明確にするため、必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、処分又は裁決の内容、処分又は裁決の根拠となる法令の条項、処分又は裁決の原因となる事実その他処分又は裁決の理由を明らかにする資料(次に規定する審査請求に係る事件の記録を除く。)であつて当該行政庁が保有するもの全部又は一部の提出を求め、

二 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する資料であつて当該行政庁が保有するもの全部又は一部の送付を嘱託すること。

2 裁判所は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、当該審査請求に係る事件の記録であつて当該行政庁が保有するもの全部又は一部の提出を求め、

二 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する事件の記録であつて当該行政庁が保有するもの全部又は一部の送付を嘱託すること。

(職権証拠調べ)

第二十四条 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならない。

(執行停止)

第二十五条 処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部を停止(以下「執行停止」という。)をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

3 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

4 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、又は本案について理由がないと認めるときは、することができない。

5 第二項の規定は、確明に基づいてする。

6 第二項の規定は、口頭弁論を経ないことができる。ただし、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。

7 第二項の申立てに対する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

8 第二項の決定に対する即時抗告は、その決定の執行を停止する効力を有しない。

(事情変更による執行停止の取消)

92

の訴えをもって、不限の申立てをすることができる。

2 前項の訴えは、確定判決を知つた日から三十日以内に提起しなければならない。

3 前項の期間は、不変期間とする。

4 前項の訴えは、判決が確定した日から一年を経過したときは、提起することができない。

(訴訟費用の裁判の効力)

第三十五条 国又は公共団体に所属する行政庁が当事者又は参加人である訴訟における確定した訴訟費用の裁判は、当該行政庁が所属する国又は公共団体に対し、又はそれらの者のために、効力を有する。

第二節 その他の抗告訴訟

(無効等確認の訴えの原告適格)

第三十六条 無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に於て処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限り、提起することができる。

(不作为の違法確認の訴えの原告適格)

第三十七条 不作为の違法確認の訴えは、処分又は裁決についての申請をした者に限り、提起することができる。

(義務付けの訴えの要件等)

第三十七条の二 第三条第六項第一号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるために適当な方法がないときに限り、提起することができる。

2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

3 第一項の義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。

5 義務付けの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その義務付けの訴えに係る処分につき、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその裁量となつたと認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分をすべき旨を命ずる判決をする。

第三十七条の三 第三条第六項第二号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときに限り、提起することができる。

一 当該法令に基づく申請又は審査請求に対し相当の期間内に何らの処分又は裁決がされないこと。

二 当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合において、当該処分又は裁決が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であること。

2 前項の義務付けの訴えは、同項各号に規定する法令に基づく申請又は審査請求をした者に限り、提起することができる。

3 第一項の義務付けの訴えを提起するときは、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める訴えをその義務付けの訴えに併合して提起しなければならない。この場合において、当該各号に定める訴えに係る訴訟の管轄について他の法律に特別の定めがあるときは、当該義務付けの訴えに係る訴訟の管轄は、第三十八条第一項において準用する第十二条の規定にかかわらず、その定めに従う。

一 第一項第一号に掲げる要件に該当する場合 同号に規定する処分又は裁決に係る不作为の違法確認の訴え

二 第一項第二号に掲げる要件に該当する場合 同号に規定する処分又は裁決に係る取消訴訟又は無効等確認の訴え

4 前項の規定により併合して提起された義務付けの訴え及び同項各号に定める訴えに係る弁論及び裁判は、分離しないで行なければならない。

94

第二十六条 執行停止の決定が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、裁判所は、相手方の申立てにより、決定をもって、執行停止の決定を取り消すことができる。

2 前項の申立てに対する決定及びこれに対する不服については、前条第五項から第八項までの規定を準用する。

(内閣総理大臣の異議)

第二十七条 第二十五条第二項の申立てがあつた場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることができる。執行停止の決定があつた後においても、同様とする。

2 前項の異議には、理由を附さなければならない。

3 前項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、処分の効力を存続し、処分を執行し、又は手続を続行しなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする。

4 第一項の異議があつたときは、裁判所は、執行停止をすることができず、また、すでに執行停止の決定をしているときは、これを取り消さなければならない。

5 第一項後段の異議は、執行停止の決定をした裁判所に対して述べなければならない。ただし、その決定に対する抗告が抗告裁判所に係属しているときは、抗告裁判所に対して述べなければならない。

6 内閣総理大臣は、やむをえない場合でなければ、第一項の異議を述べなければならない。また、異議を述べたときは、次の常会において国会にこれを報告しなければならない。

(執行停止等の管轄裁判所)

第二十八条 執行停止又はその決定の取消しの申立ての管轄裁判所は、本案の係属する裁判所とする。

(執行停止に関する規定の準用)

第二十九条 前四条の規定は、裁決の取消しの訴えの提起があつた場合における執行停止に関する事項について準用する。

(裁量処分の取消)

第三十条 行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。

(特別の事情による請求の棄却)

第三十一条 取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい損害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。この場合には、当該判決の本文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなければならない。

2 裁判所は、相当と認めるときは、終局判決前、判決をもって、処分又は裁決が違法であることを宣言することができる。

3 終局判決に事実及び理由を記載するには、前項の判決を引用することができる。

(取消判決等の効力)

第三十二条 処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する。

2 前項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。

第三十三条 処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。

2 申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した裁決が判決により取り消されたときは、その処分又は裁決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 前項の規定は、申請に基づいてした処分又は審査請求を認容した裁決が判決により手続に違法があることを理由として取り消された場合に準用する。

4 第一項の規定は、執行停止の決定に準用する。

(第三者の再審の訴え)

第三十四条 処分又は裁決を取り消す判決により権利を害された第三者で、自己の責めに帰すことができない理由により訴訟に参加することができなかったため判決に影響を及ぼすべき攻撃又は防御の方法を提出することができなかったものは、これを理由として、確定の終局判決に対し、再審

93

5 義務付けの訴えが第一項から第三項までに規定する要件に該当する場合において、同項各号に定める訴えに係る請求に理由があると認められ、かつ、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきであることがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となつたと認められるときは、裁判所は、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決をすべき旨を命ずる判決をする。

6 第四項の規定にかかわらず、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、第三項各号に定める訴えについてのみ終局判決をすることがより迅速な争訟の解決に資すると認めるときは、当該訴えについてのみ終局判決をすることができる。この場合において、裁判所は、当該訴えについての義務付けの訴えに係る訴訟手続を中止することができる。

7 第一項の義務付けの訴えのうち、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるものは、処分についての審査請求がされた場合において、当該処分に係る処分の取消しの訴え又は無効等確認の訴えを提起することができないときに限り、提起することができる。

(差止め等の訴えの要件)

第三十七条の四 差止めの訴えは、一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合に限り、提起することができる。ただし、その損害を避けるために適当な方法があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

3 差止めの訴えは、行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。

5 差止めの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきでないことがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をすることがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となつたと認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずる判決をする。

(仮の義務付け及び仮の差止め)

第三十七条の五 義務付けの訴えの提起があつた場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずるおそれのある重大な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案に定める訴えについて理由があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずること(以下この条において「仮の義務付け」という。)ができる。

2 差止めの訴えの提起があつた場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされることにより生ずるおそれのある重大な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案に定める訴えについて理由があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずること(以下この条において「仮の差止め」という。)ができる。

3 仮の義務付け又は仮の差止めは、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、することができない。

4 第二十五条第五項から第八項まで、第二十六条から第二十八条まで及び第三十三条第一項の規定は、仮の義務付け又は仮の差止めに関する事項について準用する。

5 前項において準用する第二十五条第七項の即時抗告についての裁判又は前項において準用する第二十六条第一項の規定により仮の義務付けの決定が取り消されたときは、当該行政庁は、当該仮の義務付けの決定に基づいてした処分又は裁決を取り消さなければならない。

(取消訴訟に関する規定の準用)

第三十八条 第十一条から第十三条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条まで、第二十四条、第三十二条及び第三十五条の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟について準用する。

95

- 2 第十條第二項の規定は、処分が無効等確認の訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟を提起することができる場合に、第二十條の規定は、処分の無効等確認の訴えをその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟に併合して提起する場合に準用する。
- 3 第二十三條の二、第二十五條から第二十九條まで及び第三十二條第二項の規定は、無効等確認の訴えについて準用する。
- 4 第八條及び第十條第二項の規定は、不作為の違法確認の訴えに準用する。

第三章 当事者訴訟

(出訴の通知)

第三十九條 当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で、法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものが提起されたときは、裁判所は、当該処分又は裁決をした行政庁にその旨を通知するものとする。

(出訴期間の定めがある当事者訴訟)

第四十條 法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟は、その法令に別段の定めがある場合を除き、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であっても、これを提起することができる。

2 第十五條の規定は、法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟について準用する。

(抗告訴訟に関する規定の準用)

第四十一條 第二十三條、第二十四條、第三十三條第一項及び第三十五條の規定は当事者訴訟について、第二十三條の二の規定は当事者訴訟における処分又は裁決の理由を明らかにする資料の提出について準用する。

2 第十三條の規定は、当事者訴訟とその目的たる請求と関連請求の関係にある請求に係る訴訟とが各別の裁判所に係属する場合における移送に、第十六條から第十九條までの規定は、これらの訴えの併合について準用する。

第四章 民衆訴訟及び機関訴訟

(訴えの提起)

第四十二條 民衆訴訟及び機関訴訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる。

(抗告訴訟又は当事者訴訟に関する規定の準用)

第四十三條 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の取消しを求めるものについては、第九條及び第十條第一項の規定を除き、取消訴訟に関する規定を準用する。

2 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の無効の確認を求めものについては、第三十六條の規定を除き、無効等確認の訴えに関する規定を準用する。

3 民衆訴訟又は機関訴訟で、前二項に規定する訴訟以外のものについては、第三十九條及び第四十條第一項の規定を除き、当事者訴訟に関する規定を準用する。

第五章 補則

(仮処分の排除)

第四十四條 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない。

(処分の効力等を争点とする訴訟)

第四十五條 私法上の法律関係に関する訴訟において、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無が争われている場合には、第二十三條第一項及び第二項並びに第三十九條の規定を準用する。

2 前項の規定により行政庁が訴訟に参加した場合には、民事訴訟法第四十五條第一項及び第二項の規定を準用する。ただし、攻撃又は防衛の方法は、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無に関するものに限り、提出することができる。

3 第一項の規定により行政庁が訴訟に参加した後において、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無に関する争いがなくなつたときは、裁判所は、参加の決定を取り消すことができる。

4 第一項の場合には、当該争点について第二十三條の二及び第二十四條の規定を、訴訟費用の裁判について第三十五條の規定を準用する。

(取消訴訟等の提起に関する事項の教示)

第四十六條 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は

裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

三 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

一 当該訴訟の被告とすべき者

二 当該訴訟の出訴期間

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

リーガル・サポート

平成 25 年 10 月第 1 版

編 集

三重県総務部法務・文書課

三重県津市広明町 13 番地

電話 059-224-2163
